

指導行政のポイント

許されない“教員のわいせつ行為”

菱村 幸彦

1月21日、東京都下の中学校で数学の教員が、夜間の補習授業中に女子生徒の下半身を触るなどわいせつな行為を繰り返して、停職6か月の懲戒処分を受けたというニュースが流れた。

この中学校は、民間人校長が進学塾と提携して始めた補習授業「夜スペ」(夜スペシャル)で有名になった学校である。その「夜スペ」(風俗店を連想させる嫌なネーミングだ)で起きた不祥事というのでマスメディアの扱いはかなり大きかった。

全国で153人が懲戒処分を受ける

教員のわいせつ行為は、普段いちいち報道されないが、全国的にはかなり起きている。文部科学省の調査によると、平成21年度にわいせつ行為で懲戒処分を受けた教員は、小・中・高校・特別支援学校等で総計153人に及んでいる。その内訳は、小学校38人、中学校57人、高校46人、特別支援学校12人となっている。この数字は、不祥事が発覚して処分を受けた事例のみである。表ざたにならなかったものは、これの何倍もあるのではないかと推測される。

以下に、文科省調査に基づいて、処分を受けた教員のわいせつ行為の実態についてみてみよう。

第1に、わいせつ行為を行った教員を年齢別で見ると、「20歳代」26人、「30歳代」38人、「40歳代」51人、「50歳代以上」38人となっている。年齢別の傾向は特にない。各年齢とも平均的に発生している。

第2に、わいせつ行為の相手で最も多いのは、「自校の生徒」35.9%である。教え子を傷つける行為は許しがたい。次いで、「自校以外の18歳未満の者」24.8%、「その他の一般人」19.6%となっている。このほか「自校の教職員」9.2%、「教育実習生」1.3%、「他校の教職員」0.7%などがある。

第3に、わいせつ行為が行われた場面としては、「勤務時間外」60.2%が一番多いが、これは学校外

であろう。学校内では、「放課後」9.8%、「部活動中」7.2%、「授業中」6.5%、「休み時間」6.5%、「学校行事中」1.3%の順となっている。このほか、「通勤時間中」5.9%、「長期休業中」2.6%などもある。

第4に、わいせつ行為の形態をみると、最も多いのは、「体に触る」55件である。次いで、「性交」33件、「盗撮・のぞき」18件、「痴漢行為」11件、「接吻」8件がある。このほか「陰部露出」5件があるが、なんとも恥ずかしい行為をするものだ。

第5に、わいせつ行為が発覚したきっかけで、最も多いのは、「警察からの連絡等」30.1%である。これに続いて、「校長等管理職への相談」18.9%、「本人・保護者以外の者からの学校や教委への通報」18.9%、「管理職以外の教職員への相談」12.4%、「本人または保護者から教委への通報」7.2%となっている。

文科省は原則懲戒免職を指導

教員によるわいせつ行為は、児童・生徒の心を深く傷つけ、その後の成長に大きな悪影響を与える。さらに、児童・生徒や保護者の信頼関係を損ない、学校教育に対する信頼を失墜させる。

文科省は、通知(平成17年12月28日付け初等中等教育企画課長)で、教員のわいせつ行為に対しては、「原則として懲戒免職とするなど、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」を求めている。

教員のわいせつ行為は、地方公務員法による懲戒処分のほかに、刑法上の「強制わいせつ罪」や「強姦罪」、あるいは児童福祉法上の「児童に淫行をさせる行為」、青少年保護育成条例上の「淫らな性行為」等として、刑罰の対象となることを付言しておく。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●最新刊! 新教育課程にいかす電子黒板・デジタル教材の最新活用事例集! A5判/208頁/定価2520円

『電子黒板・デジタル教材活用事例集』 赤堀 侃司(白鷗大学教授)【編】

教育行政からみた体験的戦後教育史『戦後教育はなぜ紛糾したのか』菱村 幸彦【著】